

消費税の軽減税率・インボイス導入の実務

(図表8) 売上税額計算と仕入税額計算の特例の適用関係

仕入税額 の計算		売上税額の計算			
		特例適用なし	特例適用あり		
			特例① 小売等軽減仕入割合	特例② 軽減売上割合	特例③ 一律50%の売上割合 ^(※1)
仕入税額 の計算	一般課税	—	○	○	○
	簡易課税	—	×	○	○
	特例A 小売等軽減売上割合 ^(※2)	○	×	△ ^(※3)	△ ^(※3)
	特例B 簡易課税制度の届出の特例	○	×	○	○

(※1) 主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者に限る。

(※2) 簡易課税の適用を受けない期間に限る。

(※3) 同じ事業について、売上税額の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算にあたっては、小売等軽減売上割合ではなく売上税額の計算に用いた割合(軽減売上割合または50%)を用いる(28年改正消法附則15)。

(出所) 「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」の図表をもとに筆者一部加筆

第3章

出張旅費等の仕入税額控除の特例を確認 適格請求書等保存方式の ポイント

制度の概要

軽減税率制度導入から4年後の平成35年10月1日からは適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式が導入される。適格請求書等保存方式は、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書等および帳簿の保存を仕入税額控除の要件とすることで取引段階ごとの消費税転嫁のしくみを担保するものである。

(1) 適格請求書発行事業者

適格請求書は、税務署長への登録申請によって適格請求書発行事業者として登録された事業者でなければ発行できない。

適格請求書発行事業者の登録申請は制度導入2年前の平成33年10月1日から開始される(28年改正法附則1八)。

登録事業者に交付される登録番号は、法人番号を有する課税事業者については「T」+法人番号(数字13桁)、それ以外の個人事業者等については「T」+数字13桁の構成になることが明らかになっている(インボイス通達2-3)。

(2) 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引先(課税事業者に限る)から適格請求書の交付を求められたときには取引先に適格請求書を交付する義務を有する(新消法57の4①)。

なお、適格請求書の交付に代えて、電磁的記録による提供も可能である(新消法57の4⑤)。

ただし、事業の性質を考慮して次の取引については適格請求書の交付義務が免除されている(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成

30年政令135号)による改正後の消費税法施行令(以下、「新消令」という)70の9②)。

- ・ 税込価額3万円未満の公共交通機関(船舶、バスまたは鉄道)による旅客の運送
- ・ 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ・ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ・ 税込価額3万円未満の自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等
- ・ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス郵便ポストに差し出されたものに限る)